

平成30年（行コ）第35号

石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

原告 岩下和雄外

被告 国

2019（平成31）年2月28日

## 控訴審第4準備書面

福岡高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄  
外

### 第1 計画規模について

#### 1 はじめに

被控訴人の主張は原審の主張を繰り返すだけであり、控訴人の反論も控訴理由書のとおりであるため繰り返さない。そこで、計画規模については、次の2点についてのみ反論する。

#### 2 昭和23年9月11日の24時間雨量は1/80ではない（「重要な事実の基礎の不存在」）

##### (1) 被控訴人の主張

被控訴人は1/100という計画規模が妥当であることの根拠として「昭和23年9月11日の24時間雨量は408.7ミリメートルでほぼ1/100相当、川棚川流域平均雨量は384.2ミリメートルでほぼ1/80相当である」ことを主張している（答弁書・55頁）。

そもそも、被控訴人は「川棚川の計画規模は、長崎県評価指標における評

価項目にあてはめるとともに、県内の他河川とのバランス及び過去の災害等を考慮した結果、1/100と設定された」(答弁書・55頁)と主張しているが、この「過去の災害」が昭和23年9月洪水と思われ、昭和23年9月洪水時の降雨実績は非常に重要である(他の洪水の24時間雨量で降雨確率1/50を超える雨量はない。原審別紙13参照。)

(2) 控訴人の主張

しかし、下記で述べるとおり昭和23年9月洪水の降雨量は1/30を超えるものではない。その意味で、長崎県が資料を作成し計画規模算定の基礎としている降雨確率の試算(昭和23年9月11日の3時間雨量(1/60)、同24時雨量(1/80)。原審別紙13参照)は誤りであることになる

(原審別紙13)

(別紙13)

川棚川における洪水被害実績表

No	日付	雨量 (確定評価)		推算流量 山理橋地点 C雲きは野々川ダム 観測後	川棚川の被害状況(川棚町教委調べ)				
		3時間雨量	24時間雨量		総被害額 (千円)	公共施設 被害額 (千円)	浸水 総面積 (ha)	浸水 家屋数 (戸)	備考
1	S23.8.11 (辰敷田)	187.6mm (1/60)	384.2mm (1/80)	1018~1116m <sup>3</sup> /s	300,000	不明	不明	床上 600戸 床下 1290戸	①死者11名、養老福祉54箇所 ②堤防が決壊し、床上・床下の浸水被害 *延、栗町、平島、上相が4軒に被害を及 けた。 ③川棚川に架かる橋梁で、JR橋と山道橋を 除く橋梁は、全て流失した。
2	S31.8.27 (砂原浜橋)	187.5mm (1/60)	270.5mm (1/15)	521~727m <sup>3</sup> /s	150,000	不明	不明	床上 251戸 床下 580戸	①川棚川の寡婦地区で堤防が決壊し、 水田10haが河原となった。
3	S42.7.9 (桐原前橋)	172.8mm (1/40)	222.8mm (1/15)	814~947m <sup>3</sup> /s	500,000	不明	不明	床上 15戸 床下 113戸	①川棚川の崖立より上流地域では、各所で 堤防が決壊した。特に五反田では40mも決壊 し、芝罘が流出し被害が増大した。 ②中山地区では、堤防を越え、川と背後地 の区別がつかない状況であった。 ③栗町付近では、江戸橋の堰干まで、約50 mまで浸している。また、JR橋すれすれに増 水する危険が生じた。
4	H2.7.2 (桐原前橋)	140.0mm (1/15)	348.2mm (1/45)	852m <sup>3</sup> /s (833m <sup>3</sup> /s)	3,818,000	1,808,000	74ha (水田)	床上 97戸 床下 227戸 全半壊10戸	①栗町、宿、では堤防が越え、床上、床下 浸水となった。特に、宿に自宅出及び栗町前 橋付近では、人の胸付近まで水位があがった。 これにより、田舎もひびきまでつかった。 ②中組も越え、川と背後地の区別がつか ない状況であった。

※川棚川の主要な洪水における推算流量は、野原良法により算定(ダムなし)。  
※S23.8.11洪水、S31.8.27洪水、S42.7.9洪水の推算流量による流量は、Rsa=0.9~1.20mmとして算定。  
※H2.7.2洪水は検定計算結果によりRsa=1.00mmとして算定。  
※S31.8.27洪水の雨量は、川棚中学校による臨時計測

(乙A4〔2-4のII-4頁〕より抜粋)

ア 昭和33年の計画規模が1/30と設定されていること

被控訴人の主張によると昭和33年の計画規模は、「既往最大主義の基づき、既往実績の最大洪水である昭和31年8月の実績洪水対応とされた」（答弁書・58頁）という。

このことから、まず、①昭和33年時点の既往最大洪水は昭和31年8月の洪水だったのであり、昭和23年9月の洪水ではなかったことが分かる。しかも、昭和31年8月の洪水を元に1/30と計画規模が設定されているのであるから論理的に考えると、昭和31年8月の降雨確率も1/30を超えるものではなかったことになる（したがって、昭和31年8月の3時間雨量が1/60規模であるという試算も誤りであろう）。

次に、②昭和31年8月洪水が既往最大洪水であり、1/30を超えないとすると、当然昭和23年9月11日の雨量も1/30を超えることはない。仮に、昭和23年9月11日の雨量が被控訴人主張のとおり1/80相当であれば、昭和33年の計画規模が1/30と設定されることは考え難い。

以上のとおり、長崎県が資料を作成し計画規模算定の基礎としている昭和23年9月11日の降雨確率の試算（昭和23年9月11日の3時間雨量（1/60）、同24時雨量（1/80）。原審別紙13参照）は誤りである事が分かる。

イ 川棚川流域の日雨量観測所からの裏付け

さらに、昭和23年9月11日の24時間雨量が1/80（384.2ミリメートル）でないことは鳴津氏の意見書（甲C第32号証・15頁～）でも裏付けられる。

すなわち、川棚川流域には職員が一日一回測る日雨量観測所が複数あるが、昭和23年9月洪水に関して、川棚と上波佐見の日雨量観測値が現存している（甲C第33号証資料10参照）。

そして、同場所の観測値を表にまとめたものが嶋津氏の作成した下記表である（甲C第32号証・17頁より抜粋）

表3 昭和23年9月洪水の雨量（出典：長崎地方気象台「区内気象観測月原簿」（資料

昭和23年9月	日雨量	9時～9時（佐世保は6時～6時）		（単位 mm）		
	A 川棚	B 上波佐見	C 川棚川流域 （川棚と上波佐見の平均）	D 佐世保	E 佐世保24時間 最大	F C/D （川棚川流域/佐世保）
9月10日	28.5	0.0	14.3	25.2		0.57
9月11日	220.0	236.0	228.0	402.1		0.57
9月10～11日	248.5	236.0	242.3	427.3	408.7	0.57

この表は1/80の雨が降ったとされる川棚町、上波佐見の日雨量観測値及び佐世保の雨量観測値を整理した表であるが、9月10～11日の雨量を比較してみると同日の雨量は佐世保が427.3mmに対して川棚と上波佐見の平均は242.3mmである。両者の比率は57%にとどまっております、川棚川流域の雨量は佐世保に比べると、かなり小さいことが分かる。また、川棚町の9月10日、9月11日の合計降雨量ですら248.5mmであり、長崎県が試算している384.2mm（1/80）と比較してかなり少ない事が分かる。

さらに、原審別紙13によると、昭和31年8月27日洪水の24時間雨量279.5mmの降雨確率は1/15とされており、川棚町の9月10日、9月11日の降雨量（248.5mm）は1/15の降雨確率の雨量よりも小さいことが分かる。

したがって、昭和23年9月洪水の雨量は川棚川流域では1/80でなりことは、当時の日雨量観測所のデータからも明らかである。しかも、1/80どころか1/15を下回る確率であったことも明らかとなっている。

ウ 以上のとおり、昭和23年9月11日の24時間雨量が1/80との被控訴人の試算は事実に反しており誤りといえる。したがって、昭和23年9月洪水を「過去の災害」として考慮し、その結果計画規模を1/100と判断した長崎県の判断は重要な事実の基礎に誤り（「重要な事実の基礎

の不存在)」があるといえる。

そして、それは事業認定を行った被控訴人の裁量権行使の前提となる重要な事実の基礎にも誤り（「重要な事実の基礎の不存在）」があったことになるのであり、事業認定庁の判断はその裁量権の範囲を逸脱しているという他ない。

### 3 長崎県が氾濫面積算定の基礎とした河道は昭和50年の原始河道ですらないこと（「重要な事実の基礎の不存在」）

#### (1) 被控訴人の主張

被控訴人は「控訴人らは、甲C第30号証を用いて昭和50年時点の航空写真から控訴人らが推定した当時の河道幅と長崎県から開示された原始河道の河道幅を算出して比較したとするが、そもそもその使用する航空写真の縮尺の正確性には疑義があり、算出結果の正確性を裏付けるものは見当たらない。」と主張している。

#### (2) 控訴人の主張

しかし、当時の空中写真（図4）の縮尺は、現在の google earth（図3）に合わせており、縮尺に問題はない。しかも、当該主張は当時の航空写真という客観的証拠に基づき原始河道の誤りを指摘するものであり、被控訴人がこれまで主張してきた「重要な事実の基礎」（昭和50年の原始河道に基づき氾濫面積を算出）が揺らぐものである。

#### ア 測量過程の説明

縮尺が問題無いことについて、甲C第30号証の測量過程を、改めて説明する。

- ① まず、甲C第30号証は、まず情報開示によって入手した「川棚川{河道改修案}計画平面図」（29河 第195号 平成29年10月25日）図1（甲C第30号証）上に示された距離票の位置を現在の地図上の位置に

移動して間隔を測定した。

その結果、2～3km 間は 1km、3～4km 間は 0.85km、4～5km 間は 1km であったため、3～4km 間は 0.85km の理由を長崎県河川課に確認すると「河道整備により距離標と実際の距離がずれることがある（「ブレーキをかける」と表現）」とのことであったため「距離標 3.6～3.8 でブレーキが掛けられ、200mではなく、50mになっている」ことが確認された。

② 上記を踏まえ、平面図の距離票（図 2/甲C第30号証）と現在の地図上の位置との整合性を図り、現在の地図上に距離票の位置を記入したものが図3（甲C第30号証）である。

③ 昭和50年当時の地図上に現在の地図上の距離票の一をスライドした書き込んだものが図4（甲C第30号証）である。

④ そして、図4の地図上の距離を測定し、縮尺（200m=7cm）を元に実施の距離に変換したものが甲C第30号証・3頁記載の表である。

#### イ 測定の誤差以上の差異

被告は縮尺の問題と主張するが、上記の通り縮尺は問題無い。

また、仮に、距離測定の際に誤差が生じたとしても、「昭和50年当時の航空写真から測定される川幅」と「横断図から分かる川幅」とは1.4倍～2.2倍以上の誤差があり、測定の誤差では説明がつかないほどの差異である。

なお、図4をA3サイズに拡大したものが甲第C36号証である。

このサイズの縮尺は計ると「200m=59mm」である。これをもとに長崎県主張の川幅が図4上でどの程度の長さなのかを算出すると次のとおりである。

記

距離標	原始河道の横断図に基づく川幅 (甲C第30号証参照) (①)	図4上での長さ (59mm×①/200m)
3.0 Km	36 m	10.6 mm
3.1 Km	35 m	10.3 mm
3.2 Km	39 m	11.5 mm
3.3 Km	31 m	9.1 mm
3.4 Km	28 m	8.2 mm

実際に甲第C36号証上で長さを測って貰えば測定の誤差とは言えない以上の差異があることが実感できるはずである。

ウ 以上のとおり、長崎県は氾濫面積を昭和50年の原始河道を用いて算出したと主張しているが、上記の通り、用いられた河道は昭和50年の河道とは考えにくくいつ時点の河道かも不明である。

原始河道は氾濫面積を算出するための前提となる基礎的情報であり、この点に誤りがあれば氾濫面積を含む、氾濫面積内の宅地面積、人口、資産額、工場出荷額全ての計算が誤りであることになる。

そうであれば、それらの情報基礎に計算された数字を前提に計画規模を1/100と判断した長崎県の判断は重要な事実の基礎に誤り(「重要な事実の基礎の不存在」)があるといえる。

そして、それは事業認定を行った被控訴人の裁量権行使の前提となる重要な事実の基礎にも誤り(「重要な事実の基礎の不存在」)があったことになるのであり、事業認定庁の判断はその裁量権の範囲を逸脱しているという他ない。

4 小括

以上のとおり、今回反論する2点からでも事業認定庁の判断がその裁量権の

範囲を逸脱していることは明らかである。

## 第2 基本高水流量, 及び, 利用便益費等について

### 1 基本高水流量について

この点、被控訴人は、結局のところ、技術基準及び中小河川の手引きに沿って適切に行われている、洪水到達時間を3時間と設定したことは合理的であるとの主張をしている。

その主張内容は、原審における主張をただ繰り返すのみであり、控訴理由書記載の控訴人ら主張へ何ら具体的な応答をしていない。かかる事実は、被控訴人らが控訴人ら指摘の本件事業の不合理性に対して適切な反論をなしえず、控訴人らの主張に合理性があることの証左である。

#### (1) 洪水到達時間について

##### ア 洪水到達時間

洪水到達時間は、降雨が基準点までたどり着く時間である（浦瀬 195 項）。かかる洪水到達時間は技術基準における「ピーク流量に支配的な継続時間」（甲 C3・p32）として、降雨強度の検討が必要な時的範囲を画するものである（現実に生じ得ない不合理な降雨波形を棄却するための判断基準としての降雨強度の超過確率を検討すべき時的範囲）。このため、想定する降雨分布に応じた適切な洪水到達時間を設定することが重要となる。

そして、ここで技術基準が「短時間に降雨が比較的集中しているパターンを引き延ばした結果、洪水のピーク流量に支配的な継続時間内の降雨強度の超過確率が、計画規模の超過確率に対して著しく差異がある場合には、対象降雨として不適當である」（甲 C3・p32）と規定している趣旨は、降雨パターン毎に降雨強度の超過確率が異常となるものの棄却検定をなすためである。したがって、用いる降雨パターンごとに現実的な降雨強度の超過確率が否かの検討を求めているのであり、これを検討する前提となるピーク流量に支配的な継続時間



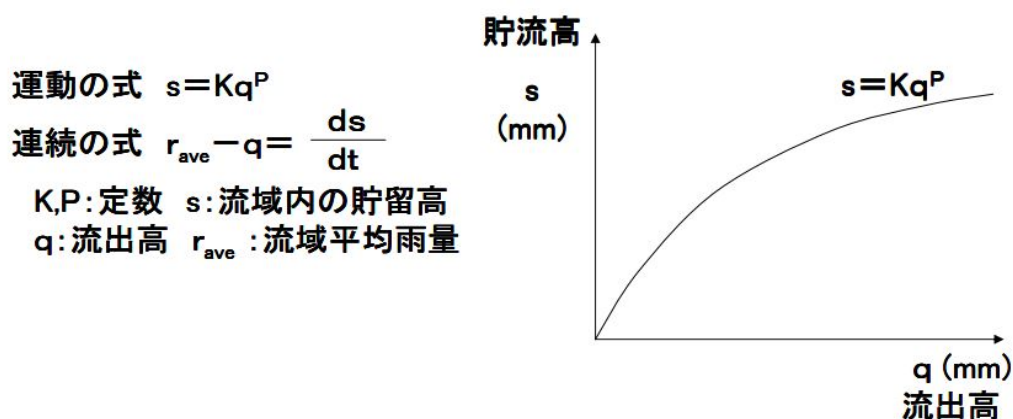
たる洪水到達時間も各降雨波形ごとに個別に検討すべきである。

#### イ 控訴人らと被控訴人の認識の違い

この点、被控訴人は、洪水到達時間は3時間であるとし、その3時間あたりの降雨強度さえ検討していれば1時間当たりの降雨強度の検討は不要と強弁する。そして、洪水到達時間を3時間とする算定においては、実際に用いた降雨波形の降雨の場合の洪水到達時間ではなく、抽象的に算定した4手法で算定した結果2～3時間であったため3時間としたというものである。

しかし、この洪水到達時間は降雨状況によって異なり、集中豪雨のような短時間に降雨量が集中する降り方であれば短時間となるし、分散型の降り方であれば長くなる（起業者の用いた貯留関数法<sup>1</sup>では必ずそのようになる）。

（参考）貯留係数法の計算式と関係性のグラフ



出典：国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所紀ノ川流域委員会参考資料

貯留関数法の計算式と貯留高と流出高の関係のグラフ

<sup>1</sup> 貯留関数法：流域のモデル化をし、降雨量から主要地点の流量を算出する手法の一つ。流域の貯留流出の関係を計算する手法。降雨が増えると流域内の地表面への貯留高が次第に飽和状態となり河川への流出高が増加する。集中豪雨の場合、早期に貯留高が大きくなる結果、流出高も早期に最大となる。貯留高が大きくなれば、流出高が飛躍的に大きくなる。

このため、実際に用いる降雨波形ごとに洪水到達時間はそれぞれ異なることとは明らかであり、各降雨波形ごとに洪水到達時間は具体的に検討すべきであるし、現実には後述のとおり起業者において自らハイトグラフとハイドログラフを用いて現実的な検討ができています。

結局、用いる降雨波形に応じて洪水到達時間を算定すべきか、そうでなく当該流域における抽象的に算定（しかも、控訴理由書（その2）p23～）にて明らかにしたとおり各手法それぞれが全て作為的に数値を修正し、もしくは最大限に長時間化する手法にて算定）した洪水到達時間で足りるかという問題である。

この点、起業者長崎県は、抽象的に流域の状況・複数の降雨データを基礎として洪水到達時間を算定している一方で、控訴人らは個々の降雨波形ごとに適切な洪水到達時間を算定すべきと理解しているのである。

仮に、用いた降雨波形が平均的なものであれば、洪水到達時間についても被告が主張するような平均的手法を用いることにも一定の合理性がある。しかし、本件では1時間のみ雨量が突出している降雨波形を用いている結果として、極端な基本高水流量を算出しているのであるから、用いた降雨波形に応じて、洪水到達時間を算定すべきである。

#### ウ 実際の洪水到達時間

起業者長崎県は、川棚川流域の降雨継続時間は24時間、到達時間は3時間で代表されるとしながら、洪水到達時間が3時間ではなく、洪水到達時間1時間のイベント(降雨波形データ)を用いながらも、「洪水到達時間は3時間」と詐称して基本高水流量を設定した。これはまさに、詐術的に洪水到達時間を作出しているのである。

一般には、降雨のピーク時間と河川の基準点における流量のピーク時間との時間的差異である。そして、この洪水到達時間は、降雨波形における時間当たり降雨量のピークと降雨波形から流出モデルにより算出される基準点

における流量のピークの差異を確認すればよいだけである。

起業者長崎県が用いた降雨型（昭和42年降雨波形）の場合、降雨のピーク時間から基準点における最大流量となる時間の差異（長崎県のシミュレーションした洪水流出モデルによる洪水到達時間（乙C26・II-51））は、1時間である。かかる現実的な洪水到達時間を起業者の資料中にて明確に記載している。

なお、この点、被控訴人は、この1時間は引き延ばしを行う前の時差であるから長崎県が洪水到達時間を約1時間と検討したとはいえない旨主張している。しかし、引き延ばしは雨量に対して行われるものであって、時間に対して行われるものでない（乙C3・p32、2.6.5実績降雨と対象降雨との継続時間の調整「実績の継続時間そのままにして、降雨量のみを対象降雨の降雨量にまで引き伸ばす」）。

エ 起業者の洪水到達時間算定の不合理さへの説明がない事実

にもかかわらず、以下に述べる非現実的かつ抽象的な洪水到達時間の算定をなしている理由や問題点について、何ら合理的な説明はなされていない。単に、①ピーク時差による方法、②重心法、③等流流速法及び④クラークヘン式による方法の4手法を用いたら川棚川流域を代表する洪水到達時間は2～3時間だったと言っているにすぎず、昭和42年7月降雨（もしくはこれを引き延ばした降雨波形）の洪水到達時間は3時間、と特定していない。それにもかかわらず、長崎県は「川棚川流域の降雨の洪水到達時間は3時間、と勝手に解釈した上で、「昭和42年7月降雨の洪水到達時間は3時間」と強弁しているにすぎない。かかる4手法は、何ら技術基準等にて定められた方法ではなく、しかも何ら合理的な理由なく算出した数値を2倍としたり、最大限長い時間となるような手法単に起業者が独自に採用している手法にすぎない。

そして、控訴人らは、控訴理由書（その2・p23～）において、前述の①

～④のそれぞれの洪水到達時間の算定手法が不合理であることを個別に論証している。これに対して、被控訴人は、何らの応答もなしていない。個々の算定そのものの不合理性について反論すらなされていないのである。起業者長崎県が行ったかかる不合理な洪水到達時間の算定は、当然ながら技術基準そのもの記載されているものではなく、単に起業者がそれらしく自己の想定する洪水到達時間を導き出すために用いたものである。

実際の洪水到達時間を想定する降雨に応じて具体的にシミュレーションしているものが、洪水流出モデルによる流量変化（乙 C26・II-51）なのであるから、これによる明確な洪水到達時間、すなわち1時間を用いることが最も合理的であるし、あえてここで起業者自らが行ったシミュレーション結果と全く異なる不合理な数値である3時間を採用すべき合理性はない。

## （2）洪水到達時間である1時間あたりの超過確率の検討が不可欠

このように、昭和42年降雨型の降雨波形を用いる場合には、算定される洪水到達時間が1時間である以上、その1時間あたりの降雨の超過確率（降雨強度）がどの程度の確率であるかを検討しなければ現実的な降雨であるか否か判断できず、技術基準が定める棄却検定（乙3・p32）がなしえない。

技術基準があえてこのような棄却検定を求めている趣旨（非現実的な降雨波形を基礎とした異常な対象降雨を除外する）から考えれば、1時間ごとの降雨強度により河川への流出量が大幅に異なるのであるから、降雨強度の検討は各時間帯ごとに個別に検討すべきと考えるべきである。

加えて、被控訴人は、1時間当たりの超過確率の検討は不要であるとの結論のみを答弁書においても執拗に強弁するが、その超過確率の検討結果（1/500年～1/1000年）や計算過程についてはやはり一切の反論がなされていない。すなわち、被控訴人はかかる1時間当たりの降雨の超過確率につき積極的に争っていない。

洪水到達時間たる1時間の時間における降雨強度を真摯に検討すれば、計

画規模（1／100年）と著しく異なる、確率（1／500年～1／1000年）であることは明白である。そして、前述の控訴人らの主張へ被控訴人が何ら正面から反論をなしていない事実は、かかる控訴人らの主張が合理的であることを端的に裏付けている。

また、前述の棄却検定の趣旨からは、仮に洪水到達時間を3時間であるとするとしても、1時間ごとの降雨強度の超過確率の検討は必要不可欠であるし、このように解して初めて、技術基準の規定の合理性が担保できる。

### （3）合流部より上流にて越流する点について

この点、被控訴人は、「川棚川水系基本方針の最終目標は、上流から下流までの全ての区間にわたり、計画規模1／100の降雨による洪水と安全に流下させること」だから、将来的には1／100で整備することとしていると執拗に強弁する。

しかし、現実には、合流地点上流部は整備計画上1／30とされているし、将来的に整備するとの主張には何ら合理的な根拠はない。実際に、整備の予定がないものをあると強弁しているにすぎない。

加えて、現に越流が生じるか否か、流量の低下の見込みなど何ら具体的な反論はなされていない。すなわち、控訴人らの主張するとおりの事態となることが見込まれるため、かかる論点に入らないようにしている被告の姿勢が明らかとなっている。現に、合流部より上流の1/100規模の整備計画が存在しない以上、上流部にて越流すること及びその結果として流量の低下が見込まれるのであって、基準地点にて想定する流量とならないのである。

したがって、この点においても被控訴人の主張に合理性がないことは明白であり、本件ダム事業の合理性に欠けることもまた明らかである。

## 2 費用便益比について

### （1）平成27年度に実施された公共事業評価を判断資料とする点

この点、被控訴人は、長崎県の公共事業評価は、平成27年度に実施した

ものであるとして、事業認定処分後の事情を加味しているなどと論難する。

しかし、同資料（甲 C31）は、事業認定処分後に作成された資料であるというだけであり、新たに判明した事実や事情ではない。従来より起業者が同様の費用対効果の算定を、基準年を資料作成時期に合わせて作り直したものにすぎないことは容易に推認される場所である。

現に、平成23年3月に長崎県石木ダム建設事務所等が作成した石木ダム資料作成業務委託(1)報告書(甲 C37)においても、同様の報告がなされている場所である。具体的には、①平成27年度再評価時と同様にダム事業そのものの便益配分率は、僅かに0.259(同号証 p9-26)に止まっており、②本来の目的ではない不特定便益を(身代わりダム建設費として)加算している(同号証 p9-29)、③さらに、これを既に生じているものとして加算し(同頁)ている。結局、いつの時点を基準とするかには関係なく、起業者は便益を実際の便益よりも大幅に過剰に算定してきている事実は証拠上明らかなのである。そうである以上、被控訴人の行った本件事業認定においても、かかる問題のある費用便益比の算定を基礎としていることは確実である。

仮に、事業認定時にかかる費用便益比について被控訴人が確認・検討していないとすれば、最低限検討すべき、費用と利益の比較さえ行わず、経済的な合理性の有無すら全く確認せずに事業認定をなしたこととなる。そうであれば、そのような事業認定そのものが違法であることは明白である。

そして、かかる資料（甲 C31）を基礎とせずとも、費用便益比につき問題がないことが確認されているのであれば、その旨を具体的に主張・立証すべきであるところ、被控訴人は何らこれを主張・立証しようとはしていない。

このように、費用便益比の問題につき、正面から議論をしようとしなない被控訴人の姿勢からは、費用便益比の点においてもやはり控訴人らの主張に具体的な反論をなしえない状況であることが明らかとなっている。すなわち、現実的な本件ダム建設事業の投資効率が極めて悪く、得られる便益よりも必

要となる費用の方が上回ることを争いえないのである。

## (2) 補論

費用便益比は、当該事業の投資効率を判断するための指標であり、税金を投入する以上は、その投資額に見合うだけの便益が存在しなければ事業そのものの合理性の重要な指標であることは明らかである。このことはすなわち、費用便益比は、「土地の利用上適切且つ合理的な利用に寄与する」（土地収用法 20 条 3 号）との要件を判断するために不可欠な検討要素である。

控訴人らが、控訴理由書（その 2）第 5（p32～）にて述べたとおり、事業認定の対象となったダム事業の治水上（不特定便益を除外）の費用便益比は 0.62 に止まるし、不特定便益を含めたとしても合理的に算定すれば約 0.66 に止まる。ここで起業者がいう不特定便益は、河川の流量の維持とのことである。そのような社会的必要性自体存在しないにもかかわらず、起業者はかかる不特定便益を過剰に算定することでかろうじて形式的に費用便益比の数値を維持しようとしているのである。

加えて、石木ダムの治水上の本来の目的は、「山道橋地点で 1,320m<sup>3</sup>/秒の洪水を 190m<sup>3</sup>/秒調整して、1,130m<sup>3</sup>/秒まで落とす」ことにある。かかる本来の目的とされている川棚川の石木川合流地点から下流の水位を低下させるとの効果が見込まれる部分（A 河口～石木川合流点）のダム分の便益配分は僅かに 0.259 しかない（甲 C31・p4）。これは、既に河道整備が（事業認定時点でも）既に一定程度進んでおり、ダム建設そのもので得られる便益が低下していることによるものである。このため、かかる本来の目的における費用便益比を算定するとすれば、被害軽減額は 204.3（百万円、同頁下表）に止まり、到底 27270.2（百万円、同号証 p5 下部経費合計）はもちろん、13,400（百万円）とされる石木ダム建設事業費のうちの治水負担分事業費にも遠く及ばない。

証拠上、平成 27 年度の再評価の際においても、かかる不合理な費用便益比

の算定をなしてようやく費用便益比の数字を維持しているのであるから、事業認定当時においても同様の不合理な数値操作をなしていなければ費用便益比を1以上とすることは不可能であったことは明白である。

被控訴人らが正面から費用便益比の議論をしようとししない姿勢は、上記のような本件事業の投資効率が極めて悪い違法な事情である事実を隠蔽しようとしていることが明らかになっている。

### 3 求釈明事項

被控訴人の主張によれば、費用便益比は「重要な指標」であることは争いなく、事業認定時にはこれに何らの問題もなかったことを確認しているようにも思われる（していなければ「重要な指標」につき一切検討せずに安易に違法な事業認定をなしたということとなろう）。

本件事業認定時において、被控訴人が検討した本件事業における費用便益比の算定結果及びその根拠資料を明らかにされたい。

## 第3 石木ダムの効果等について

### 1 答弁書第5・5について

#### (1) はじめに

この箇所においても、被控訴人は、原判決の内容が正当であるとした上で、原判決の指摘する事実や評価を上塗りする主張をするだけであって、控訴理由書2において控訴人が主張した原判決の問題点に対する実質的な反論をしておらず、石木ダムがこの観点からも不要な事業であることは明らかである。

以下、詳述する。

#### (2) 計画高水位に関する被控訴人の反論が的を射ていないこと

##### ア 論理面において失当であること

(ア) まず、被控訴人の答弁書は、

##### ① 計画高水位が適正である



② 1 mの余裕高を設けた点は適正である

③ よって控訴人らの主張には理由がない

という構成をとっている。

(イ) この点、①は、基本高水流量及び計画高水流量に伴う計画高水位の問題であり、これに対する控訴人らの反論は上記第1及び第2で述べた通り、計画規模及び基本高水流量のいずれの点においても裁量を逸脱した事実認定及び評価をしたものであり、その意味では石木ダムが不要であり、その効果はないと言わざるを得ない。

しかし、石木ダムによる効果がないという点に関する控訴人主張は、計画規模が誤っており、また基本高水流量も誤っており、その結果、計画高水位が誤ったものである、という主張に尽きるものではない。

すなわち、百歩譲って、起業者が設定した計画規模、基本高水流量、さらに、計画高水位が仮に正しいとしてもなお石木ダムの効果はなく（仮に一定の効果があったとしても上記費用便益費の点で裁量逸脱があり）、事業認定は取り消されるべきである、との主張もしているところである。

よって、計画高水位が適正である、という評価的事実をいくら主張したところで、仮に計画高水位が適正であったとしてもなお石木ダムは不必要である、との控訴人ら主張に対する何らの反論となっておらず、控訴理由書2で指摘した原判決の問題点について形式的にも反論となっていない。

イ 実質的にも失当である

(ア) はじめに

また、上記②については、確かに1 mと設定された余裕高について控訴人らは60 cmで足りると主張はしているものの、控訴人らの主張はこれに尽きるものではなく、1 mの余裕高が法令上要求されるものではないとの主張が認められなかったとしても、以下述べる点で失当である。

(イ) 起業者が主張する石木ダムの具体的効果が皆無かあっても極めて小さ

いこと

すなわち、①その余裕高を下回る区間はこれまで何度も指摘した一部の区間で最大約40センチメートル程度に過ぎず、②野々川ダムによる調整後の計画高水流量1130m<sup>3</sup>/秒を超え、ピーク流量1320m<sup>3</sup>/秒に達し、また1130m<sup>3</sup>/秒に戻るまでに想定される時間は100年に1回の確率で起きたとしてもその時間は約40分に過ぎないこと、③石木ダムがなくとも計画堤防高が完成しさえすれば基本高水流量を流すことができず外水氾濫が生ずるとまでは言えないこと、④さらにその控訴人らが主張する計算結果が具体的に誤っているというのであればその旨具体的に示すよう求めているところ、その計算の数値それ自体に対する具体的な反論がなされていない。

これらの点について原判決は何らの具体的な検討をしておらず、且つ、被控訴人らの答弁書において具体的な反論はなされていない。

やはり石木ダムの効果はない（あるいは仮にあったとしても極めて僅少であって費用便益費の点で裁量逸脱がある）と言わざるを得ない。

(ウ) 得られる利益を過大にし、失われる利益を過少に評価したこと

また、原判決も被控訴人の反論は、上記の得られる利益を過大に見誤っているだけでなく、失われる利益を過少に評価しており、あるべき適切な比較検討ができていない。

すなわち、上記100年に1回の確率で約40分という極めて限られた時間について、約40cmを調整するという目的と引き換えに、この事業によって失われるものは、控訴人らの長年にわたる歴史・社会・文化であり、これからの生活であり、趣味や生業であるから、これらの人が人として、好きな場所に、好きなことをして自由に生きるというあらゆる権利の総体を犠牲にすることは許されるはずがない。控訴人らは、石木ダム事業については現地調査から長年にわたって事業認定がなされなかった事実こ

そ、同ダムが不要な事業であることを端的に示す歴史的事実である点を原審が全く検討していないとの主張をしていたが、被控訴人らの答弁書においてその客観的な事実については何ら触れられていない。

これは、被控訴人が、控訴人ら主張の上記歴史的事実の存在及び評価について争うことができないからに他ならない。

(エ) 控訴人らの主張が計画高水位を上げることに尽きるものではないこと

また、控訴人らは、控訴理由書2において、原判決が堤防のかさ上げや河道掘削により計画高水位を上げることは治水の大原則という一般論に反するとして控訴人らの主張を排斥した点について、計画高水位を変更することなく、河道掘削で対応可能であるという主張についてはその一般論は当てはまらないし、原判決が指摘した河道の縦断形についての留意事項について考慮した現実的なものとはいえないとする部分も具体的にどの部分が現実的でないのか、もっといえば、原審原告らの主張の工事であれば、計画堤防高を超えて溢れると指摘しているのか、それとも余裕高を確保できないとしているのか、確保できないのであればどの地点についてどの程度確保できないとしているのかすら判別できない内容であり、いわば原審被告の主張をそのまま引用したものに過ぎず、裁判体としての判断の体をなしていないと主張した。

そうであるにもかかわらず、被控訴人は、原判決の結論部分だけを示す上塗りの主張をするだけであって、控訴人らが控訴理由書で指摘した原判決の具体的問題点及び具体的主張との関係においても、なお正しい事実認定であり正しい評価であるとの具体的反論を一切していないのである。

このように被控訴人が控訴人ら主張に対する具体的反論をすることができない内容を含む原判決の判断が誤っていることは明らかというべきである。

(3) 求釈明

ア　ところで、被控訴人が主張する河道改修案（引堤案）は、「最も現実的な河道改修方法（河床掘削+引堤）により河道を改修する案」とされており、「河床の安定性、旧計画河床高と最深河床高との関係及び環境負荷等に照らして、河床整正（掘削深の平均が60センチメートル以内となる軽微な掘削）程度を限度に行うとともに、石木川において上流端まで引堤による河道改修を実施」する内容となっている。

また、同じく被控訴人が主張するダム検証で検討された河道掘削案は、基準地点で流下能力を190 m<sup>3</sup>/秒増加させる案とされている（乙C14 4-85及び86）

イ　しかし、起業者が基本高水流量を算定する際に用いたグラフによれば、1130 m<sup>3</sup>/秒を超えて、1320 m<sup>3</sup>/秒に至り、再度、1130 m<sup>3</sup>/秒に至るのは約40分間という極めて短い時間であり、且つ、その時間において調整すべき水量は約22万8000 m<sup>3</sup>であるところ、その水量を調整する視点における代替案の検討がなされていないことは客観的に明らかである。

また、このピーク流量の時間及び調整すべき流量の計算それ自体についても、原審から控訴審を通じて被控訴人から何ら反論がなされていない。

加えて、被控訴人らが検討したと主張する上記河道改修案（引堤案）とに関して被控訴人が証拠として提出した書証（乙A第4号証「2-4」【II-198ないし200、II-215ないし221】）、及び、河床掘削案に関する書証（乙C14 4-85及び86、乙A15の2-3-4の20頁）においては、結論部分だけが記載されており、上記代替案の内容を決定するに至った具体的事情、数量などの計算過程、具体的な工事内容を読み取ることができない。この点、事業認定処分がなされている以上、その結論だけでなく、その結果を導くに至る具体的な資料も事業認定庁に提供されているはずであり、評価がなされているはずである。

よって、以下の点について釈明を求める。

なお、上記書証には細かい文字や数字が記載されており、送られてきた副本ではそれらのすべてを読み取ることが困難であったものも含まれる。

そのため、以下の釈明事項について、仮に同書証に記載があるものがあつた場合には、その箇所を特定するとともに、その数値を読み取ることができる原本を拡大した資料などを開示されたい。

#### ウ 釈明事項

##### (ア) 河道改修案（引堤案）について

- ① この計画の前提として用いた川棚川と石木川の合流地点から河口までの、i) 工事前の河道横断面図とii) 工事後の河道横断面図（いずれも座標が入ったもの）、を明らかにされたい。
- ② 川棚川と石木川の合流地点から河口までの、具体的にどの箇所をどの程度掘削し、これによってどの程度の掘削土量・埋戻土量が出るかについて、i) どのような計算方法を用いてやったか、ii) 計算で用いた数値の内容（係数等がある場合には係数の具体的内容を含む）と結論に至るまでの具体的な計算過程、iii) それらの計算によって導かれた各地点ごとの掘削・埋戻の各土量を明らかにされたい。
- ③ 工事後の河道横断面図に1320 m<sup>3</sup>/秒を流下させたときの水位について、i) どのような計算方法を用いて水位を導いたか、ii) その計算で具体的に用いた数値の内容（係数等がある場合には係数の具体的内容も含む）と計算結果に至る具体的な計算過程、iii) それらの計算によって導かれた距離標ごとの水位を明らかにされたい。
- ④ 基準地点で1320 m<sup>3</sup>/秒の流下能力を確保する具体的工事の内容を決定した際に、河床整正（掘削深の平均が60センチメートル以内となる軽微な掘削）によると判断した根拠は、被控訴人主張によれば、河床の安定性、旧計画河床高と最深河床高との関係、及び、環境負荷等とさ

れているが、上記各項目の検討において考慮された具体的事実とその具体的事実と掘削深の平均が60センチメートル以内となるようにしたとの結論を導く具体的な検討過程、言い換えれば、50cmでもなく、70cmでもなく、また後述（イ）の河道掘削案で指摘された1.2m程度でもない、「60cm」と設定した具体的検討過程を明らかにされたい。

(イ) 河道掘削案について

- ① この計画の前提として用いた川棚川と石木川の合流地点から河口までの、i) 工事前の河道横断面図とii) 工事後の河道横断面図（いずれも座標が入ったもの）、を明らかにされたい。
- ② 川棚川と石木川の合流地点から河口までの、具体的にどの箇所をどの程度掘削し、これによってどの程度の掘削土量・埋戻土量が出るかについて、i) どのような計算方法を用いてやったか、ii) 計算で用いた数値の内容（係数等がある場合には係数の具体的内容を含む）と結論に至るまでの具体的な計算過程、iii) それらの計算によって導かれた各地点ごとの掘削・埋戻の各土量を明らかにされたい。
- ③ 工事後の河道横断面図に1320m<sup>3</sup>/秒を流下させたときの水位について、i) どのような計算方法を用いて水位を導いたか、ii) その計算で具体的に用いた数値の内容（係数等がある場合には係数の具体的内容も含む）と計算結果に至る具体的な計算過程、iii) それらの計算によって導かれた距離標ごとの水位を明らかにされたい。

2 答弁書第5・6について

(1) はじめに

この点においても、被控訴人の主張は、原判決の上塗りの主張をするにすぎず、控訴人らの主張に対する具体的な反論となっておらず、控訴理由書2

で主張した控訴人の主張が認められるべきである。

- (2) 控訴人らは、仮に起業者の計算した計画規模、基本高水流量が適正であったとしても、野々川ダムで調整した後の1320 m<sup>3</sup>/秒を流下させた場合に、現況河道高に照らした各地点における水位計算をした上、具体的にどの地点でどの程度1 mの余裕高が不足するのか、そして、その結果を踏まえて、流加能力不足部分を補う形での代替案の検討はなされていない、より具体的に言えば引堤によらない河床掘削案を検討していないと主張するものである。

これに対して、被控訴人は、引堤+河床掘削を検討したため控訴人ら主張には理由がないと主張するのであり、控訴人ら主張に対する何らの反論となっていない。

河床掘削も代替案の一つであることに変わりはないところ、被控訴人が主張する引堤+河床掘削案は、どの箇所をどの程度掘削することを想定したものであるのかなどが不明であることは釈明を求めたところであるし、さらに、控訴人が主張する引堤によらない河床掘削によりその流下能力不足部分を確保するとすれば、どの箇所をどの程度掘削する必要がある、また、その場合に、一般的・抽象的な議論ではなく、「河口部が堆積空間であることから、その維持管理」をする上で、具体的にどのような支障があるのかについて何ら明らかとされていない。

代替案に関する主張については、上記の求釈明に対する回答を待ってから改めて行う予定である。

### 3 答弁書第5・7について

#### (1) はじめに

この点における被控訴人の主張も、控訴人らの主張に対する具体的な反論となっておらず、原判決の上塗りに過ぎず、控訴理由書2で指摘したとおり、原判決は希望的観測に基づく判断をしているに過ぎず、石木ダムの具体的効果は客観的に検証されていないと言わざるを得ない。

(2) 内水氾濫・支流氾濫の具体的効果が不明であること

ア 被控訴人は、答弁書において、平成2年7月2日の水害について、計画高水位を超えなければ洪水が逆流することなく、浸水被害が生ずることがなかったとしている。

しかし、内水氾濫・支流氾濫が生ずる場合に必ず本流の計画高水位を超えるという関係にはないことから、川棚川の水位がたとえ計画高水位を超えなかったとしても、そのことから直ちに過去の被害が生じていなかったということはできない。その意味では、本流の水位を落とすだけでなく、別途、支流氾濫、内水氾濫対策が必要とされるはずである。

被控訴人らの主張は、川棚川が計画高水位を超えない限り、支流氾濫・内水氾濫は生じないとするものであり、支流氾濫・内水氾濫の機序・原因と外水氾濫の機序・原因を混同した誤った主張であることは明らかである。

イ また、被控訴人は、「川棚川の水位が低下すれば、支川から川棚川本川への水の流入量が増えるため、支川の氾濫等による被害の軽減が期待される」と反論するが、まさにこれが控訴人らが原審から主張してきた、具体的な数値や根拠を欠いた希望的観測に過ぎないことを被控訴人が自認したというほかない。

長崎県が、過去の洪水被害について、(外水氾濫以外の)「別原因でないと確認するに足りるだけの検証作業」をしておらず、かつ、「この検証作業を経て過去の洪水の原因分析を行った上で、石木ダムによる外水氾濫、内水氾濫、支流氾濫に対する具体的効果の有無及び効果の程度に関する検証がなされておらず、具体的根拠や客観的数値に基づかない希望的観測に過ぎないことは明らかであり、被控訴人の上記主張は、具体的な根拠を欠いたものである。

起業者が、過去の水害を用いてダムの必要性を主張しておきながら、その内水氾濫・支流氾濫に対する効果は不明であると言わざるを得ないので



あるから、この観点からも石木ダムは不要である。

#### 第4 まとめ

以上の通り、計画規模、基本高水流量の算定、費用便益費、石木ダムの効果というすべての観点からも、石木ダムが不要であることは客観的に明らかであり、起業者が、石木ダムありきで事業認定申請をしたこともまた明らかである。

よって、原判決は取り消されなければならない。

以上